



自治体議員
団
全国会議

2021.8.31 No.7

発行人 檀上正光
編集人 山田 厚
(全国連合窓口 松本貴裕)

目 次

9月議会の請願・意見書案

学校などのクラスター防止と検査の充実を求める請願書	2
介護保険の保険料・利用料の過重負担を招かない対策を求める請願	3
「盛り土」規制などの法整備と流域治水の事前防災についての請願	4
コロナ陽性者の「自宅療養」をやめ臨時病院の病床増で入院治療を求める請願..	5

自治体議員の請願・意見書案や 9月議会・決算委員会の質疑テーマをこちらにお送りください。相互に共有化したいと考えます。

〇〇 議 会 議 長

令和 3年 〇月〇日

請願者

住 所

連絡先電話番号

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇

紹 介 議 員

学校などのクラスター防止と検査の充実を求める請願

請願趣旨

比較的安全とされていた子どもたちにも新型コロナウイルスが急速に広がっています。登校見合わせなどの柔軟な対応や教室内での感染防止も必要です。特に学校内のクラスター対策として広範で迅速な検査が問われます。

国は対策として幼稚園や小中学校などに、夏休み明けの対策として約 80 万回分の抗原検査キットの配布をしております。早めの検査でクラスターの発生を抑えることは有効性があります。しかしながら小中学校と幼稚園などの児童生徒数は、少なくなつたとはいえ約 1 0 0 0 万人弱です。高校生や教職員数を入れると極めて少ないと考えられます。また、採取に必要な人・場所・防止対応・予算・などや陽性者の発見に伴うが具体的対応が示されていません。つきましては、以下の地方自治法第 9 9 条に基づく意見書を国に提出していただけるよう請願いたします。

請願項目

- 1 こどもと教職員対象で学校などへの抗原検査キットの配布数を抜本的に増やし迅速で徹底した国の責任で行っていただきたい。
- 1 採取に必要なスタッフ・場所・防止対応・予算・などや、陽性者の発見に伴うが具体的対応を国の責任で対応されたい。

(**提出先**：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、少子化対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣・文部科学大臣)

請願者

住 所

連絡先電話番号

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇〇

紹 介 議 員

介護保険の保険料・利用料の過重負担を招かない対策を求める請願

請願趣旨

高齢化社会にともない介護保険の公的重要性は増しています。しかしながら2000年の介護保険発足時から保険料は全国平均でも2倍以上となり、給付費の総額も3倍となりました。2021年の8月から特別養護老人ホームなどの食費・部屋代が、その人の年金額や預貯金額（株などの有価証券・投資信託・金銀・現金）などによって、月2.2万円～6.8万円もの負担増となっています。

すでに保険料滞納者や利用控えも進んでいます。このままで介護保険法の示す「運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制」（第5条）が崩れかねません。

全国市長会でも「都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること」「低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと」（2021.6 全国市長会重点提言）としています。つきましては、以下の地方自治法第99条に基づく意見書を国に提出していただけるよう請願いたします。

請願項目

- 1 被保険者の保険料と利用料が過重負担としないために、国費負担割合を引き上げること。
- 1 低所得者に対し保険料・利用料の抜本的な軽減策や必要に応じて減額免除・徴収猶予制度の周知徹底をはかること、

（提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣・文部科学大臣）

〇〇 議 会 議 長

令和 3年 〇月〇日

請願者

住 所

連絡先電話番号

氏 名 〇〇〇〇〇〇〇

紹 介 議 員

「盛り土」規制などの法整備と流域治水の事前防災について請願

請願趣旨

風水害対策と土砂災害防止の強化が求められています。静岡県熱海市で2021年7月に多数の犠牲者を出した大規模土石流被害の原因が「盛り土」だったことが明らかとなっています。甚大な被害を引き起こした「人災」の要因の徹底解明とは再発防止にとって不可欠です。そして全国各地の盛り土・急傾斜地などの点検が必要となっています。建設残土については、一部自治体では条例等により規制していますが、適正処理の徹底に限界があり、「法制化による全国統一の基準・規制を早急に設ける」（全国市長会）ことが問われています。

さらには河川、ダム等の整備、森林の整備・保全、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を図るとともに堤防強化、雨水貯留機能の保全など、流域全体の水害軽減策の強化が求められています。つきましては、以下の地方自治法第99条に基づく意見書を国に提出していただけるよう請願いたします。

請願項目

- 1 違法な「盛り土」などについては、各自治体まかせでは限界があり「全国一律に適用される最低限度の法的基準」の設定等を行うこと。
- 1 「盛り土」や急傾斜地の総点検と共に「流域治水」の方針に基づき、事前防災にむけて国の財政措置で必要な対応を早急にはかること。

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、国土交通大臣 国土強靱化大臣 内閣府特命担当大臣（防災）

請願者
紹介議員

コロナ陽性者の「自宅療養」をやめ臨時病院の病床増で

入院治療を求める請願

請願趣旨

今、日本の多くの国民は新型コロナウイルス感染症に怯え、「入院制限」と「自宅療養」に強い不安を抱いています。急激な感染症の拡大により日本の医療は実質的な医療崩壊に進んでいます。

入院できている陽性者の割合が極めて低下し、「自宅療養」が激増傾向にあります。「自宅療養」では医療対応どころか食生活などの対応も出来ず、患者の「放置」となります。これでは患者のいのちを守れません。それだけではなく、感染の「放置」にもなり、家庭内感染と地域感染をも拡げてしまいます。

「自宅療養」は極めて危険です。すでに多くのいのちが失われています。政府は、生存権を守る公的責任をはたすために自治体と協力して、新型コロナウイルス感染症患者の「自宅療養」をやめ、早期に公共施設の大ホールやイベント会場を使用して臨時病院を設置し、病床の増加をはかるべきです。このことは、すでにいくつかの自治体が具体化しはじめています。また8月18日の日本医師会の会長会見でも提言されています。

医療従事者の確保も必要不可欠です。関係団体との協力を求め、しっかりした安全環境と良好な待遇条件で人材を確保していただきたい。さらに社会的検査を徹底し、軽症患者・無症状患者も急変し重篤化することがあり入院を受入れていただきたい。

以下 意見書の請願をお願い致します。

記

請願事項

1. 「自宅療養」をやめ、ホールなどに臨時病院・医療施設を設置し増床をはかられたい。
2. 関係団体の協力を求め、医療従事者の安全環境と良好待遇で人材をしっかり確保されたい。
3. 感染抑制のためにも検査を徹底し、軽症患者・無症状者までの入院治療をはかられたい

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣